

第 8 章 事業運営に係る遵守事項等（制度案内等）

1 利用者の権利擁護

利用者の権利擁護については、経営主体である法人として適切な対処ができるよう、指針の策定や重要事項としての説明により、利用者やその家族へ周知し、運用を徹底することが求められるほか、法第 8 2 条に規定されているとおり、利用者等からサービスに係る苦情を受け付け、解決することが求められています。

（1）指針の策定等

施設や事業の運営規程又は管理規程における方針の記載、身体拘束廃止等の重要事項説明書への記載、法人内部における指針の策定や職員研修の実施により、利用者の権利擁護の確保に努める必要があります。

（2）苦情解決制度の整備、運用

具体的には、事業者は「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、話し合いによる解決に努めることが必要であるほか、中立・公正な方を「第三者委員」として設置し、苦情解決のために積極的な役割を果たしてもらうようにしてください。

また、苦情解決の仕組みについては、厚生労働省の指針（厚労省通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」）をご参照ください。

なお、利用者と事業者の双方で話し合っても解決できない場合は、愛知県社会福祉協議会に設置されている福祉サービス苦情解決委員会への相談や苦情の申出ができます。

問い合わせ先：社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会
〈電話〉 052-212-5515

2 個人情報の管理

個人情報保護制度の整備、運用

「個人情報の保護に関する法律」及びその関連法令を遵守するため、半田市においては、規程を整備し、運用することを求めています。

3 コンプライアンスの確立等

（1）公益通報者保護制度の整備、運用

「公益通報者保護法」及びその関連法令を遵守するため、半田市においては、規程を整備し、運用することを求めています。

(2) 人権啓発推進員制度の運用

常時使用する従業員数が30人以上の事業所（法人は、従業員数にかかわらず必須）には、公正な職員採用選考を確保するため、公正採用選考人権啓発推進員を選任し、人権啓発研修を実施し、所定の報告を行うこととされています。

問い合わせ先：ハローワーク半田（半田公共職業安定所）

〈電話〉0569-21-0023

愛知県 労働局 就業促進課 〈電話〉052-954-6363

(3) 障がい者雇用率の遵守

常時使用する従業員数が45.5人以上の事業所には、雇用する労働者の2.2%に相当する障がい者を雇用することが義務付けられています。（平成30年4月1日～対象となる事業主の範囲拡大・法定雇用率の引き上げ）

また、雇用義務数より多く障がい者を雇用する事業所に対しては、調整金の支給等の助成制度が設けられています。

問い合わせ先：ハローワーク半田（半田公共職業安定所）

〈電話〉0569-21-0023

(4) 福祉サービス第三者評価の受審

事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する事業であり、評価結果は原則公開されます。

当該評価を受審することにより、透明性の向上やサービスの質の向上等の効果が期待されます。

また、当該評価は、運営費の弾力運用の拡大や、一般監査の実施頻度の軽減に係る要件とされているため、受審により自主的な法人経営が期待できることとなります。

問い合わせ先：愛知県 福祉サービス第三者評価推進センター

〈電話〉052-212-5513

4 法に定める情報の公表について

法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保するため法令により書類等の公表が求められています。（法59条の規定により法人が届出を行う書類等の公表について①②を参照）

なお、公表はインターネット（法人のホームページ等）を利用することとされています。

法59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について①

届出又は申請事項		所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる 県・国への報告・ 提供事項(法59条 の2第2項、第3 項、第6項))	公表事項 (法第59条の2 第1項第3号)		公表方法		
				○ (第1号)	×			
定款 (設立時の承認の申請 法31条1項) (変更の承認の申請 法45条の36第2項) (軽微な変更の場合の届出 法45条の36第4項)		○ (法第31条、 45条の36、 59条)	×	○ (第1号)		法人HP等		
計算書類等 (法第59条第1号)	貸借対照表 (法45条の27 第2項)	法人単位貸借対照表		○	○	○	システム	
		貸借対照表内訳表		○	○	○	システム	
		事業区分貸借対照表内訳表		○	○	○	システム	
		拠点区分貸借対照表		○	○	○	システム	
	収支計算書 (法45条の27 第2項)	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書		○	○	○	システム
			資金収支内訳表		○	○	○	システム
			事業区分資金収支内訳表		○	○	○	システム
			拠点区分資金収支計算書		○	○	○	システム
		事業活動計算書	法人単位事業活動計算書		○	○	○	システム
			事業活動内訳表		○	○	○	システム
			事業区分事業活動内訳表		○	○	○	システム
			拠点区分事業活動計算書		○	○	○	システム
	事業報告(法45条の32)		○	×	×			
	これらの附属明細書 (法45条の32)		借入金明細書		○	×	×	
			寄附金収益明細書		○	×	×	
			補助金事業等収益明細書		○	×	×	
			事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		○	×	×	
			事業区分間及び拠点区分間貸付金 (借入金)残高明細書		○	×	×	
			基本金明細書		○	×	×	
			国庫補助金等特別積立金明細書		○	×	×	
			基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産)の明細書		○	×	×	
			引当金明細書		○	×	×	
			拠点区分資金収支明細書		○	○	×	
			拠点区分事業活動明細書		○	○	×	
			積立金・積立資産明細書		○	×	×	
			サービス区分間繰入金明細書		○	×	×	
			サービス区分間貸付金(借入金) 残高明細書		○	×	×	
就労支援事業別事業活動明細書			○	×	×			
就労支援事業製造原価明細書			○	×	×			
就労支援事業販管費明細書			○	×	×			
就労支援事業明細書			○	×	×			
授産事業費用明細書			○	×	×			
これらの監査報告(法45条の32)			○	×	×			
これらの会計監査報告(法45条の33)		○	×	×				

法59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について②

届出又は申請事項		所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国への報告・提供事項(法59条の2第2項、第3項、第6項))	公表事項 (法第59条の2第1項第3号)	
					公表方法
財産目録(法45条の34第1項第1号)		○	○	×	
役員等名簿(法45条の34第1項第2号)		○	×	○	法人HP等
報酬等の支給の基準 (法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)		○	×	○ (第2号)	法人HP等
財産目録等 (法59条第2号)	当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	○	○	○	システム
	当会計年度の初日における評議員の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	当会計年度の初日における理事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	当会計年度の初日における監事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	○	○	○ (一部×)	システム
	当会計年度の初日における職員の状況	○	○	○	システム
	前会計年度の初日における評議員会の状況	○	○	○	システム
	前会計年度の初日における理事会の状況	○	○	○	システム
	前会計年度の初日における監事の監査の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における会計監査の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	前会計年度における事業等の概要	○	○	○ (一部×)	システム
	前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及び進歩の状況 (規則2条の41第12号)	○	○	○	システム
	当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	○	○	○ (一部×)	システム
	第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠	○	○	×	
	事業計画	○	×	×	
	その他必要な事項	○	○	○ (一部×)	システム
	社会福祉充実計画	(承認の申請 法55条の2第1項)	○	○	○
(変更の承認の申請 法55条の3第1項本文)		○	○	○ (事務処理基準)	
(軽微な変更の届出 法55条の3第1項但書)		○	○	○	

(注)・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。

・実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないもの。

社会福祉充実計画については、公表はシステムで行うものであるが、承認申請は文書で行う必要があるので留意すること。